

(仮称) 小平市第四次長期総合計画策定の基本方針について

1 はじめに

昭和 35 (1960) 年には約 5 万 3 千人であった人口が、平成 27 (2015) 年の国勢調査では初めて 19 万人を超える状況となっており、小平市のまちづくりも、この増加基調の人口推移に合わせる形で、これまで進められてきた。

小平市における、基本構想に基づくこれまでのまちづくりを少し振り返ってみると、昭和 44 (1969) 年の地方自治法の一部改正により、市町村が基本構想を定め議決を経て計画的な行政の運営を図ることとされたことに伴い、昭和 45 (1970) 年には期間 15 年間にわたる、いわば第一次の「小平市長期総合計画基本構想」を策定し、みどりゆたかな住宅都市をめざしてまちづくりを進めることとした。

次いで昭和 60 (1985) 年には、期間 20 年間にわたる「小平市新長期総合計画基本構想」を策定し、「緑と活力のあるふれあいのまち小平」を将来都市像として定め、この間に、下水道普及率 100 パーセントの達成や、市民文化会館の整備等も実現した。

21 世紀に入り、平成 17 (2005) 年には、期間 15 年間にわたる「こだいら 21 世紀構想—小平市第三次長期総合計画基本構想—」を策定し、「躍動をかたちに 進化するまちこだいら」を将来都市像として定め、「小平市自治基本条例」の制定等、市民協働に係る施策を一層推進するとともに、なかまちテラスの開設や保育園の増設等各種施策を展開してきた。

現在の基本構想における目標年次である平成 32 (2020) 年度まで、本年度を含めてあと 3 年間と総括の時期を迎えつつある中で、その先の将来を見据えると、平成 32 (2020) 年頃をピークに人口は減少へと転ずる見込みとなっており、人口減少・少子高齢化が進行する中で多くの公共施設が更新時期を迎える等、これまでとは異なる時代の流れに突入していくことが見込まれている。

世界的にも政治経済の先行きが不透明感を増す中、新たな時代の課題に対処すべく、三次にわたる長期総合計画に基づいたこれまでの市政運営を継承しつつも、成長社会から成熟社会への移行等による変化に応じて、ある面では発想を転換しながら、「量から質」を意識した次なる豊かさを求めていくこととなる。

これらの認識に基づきながら、市民と行政が共に、将来のあるべき都市像を共有して進んでいけるよう、次期の長期総合計画の策定に当たり、次のとおり基本的な方針を定めるものとする。

2 計画策定の背景

(1) 小平市の長期総合計画に係る経緯

① 昭和 46 (1971) 年度～昭和 60 (1985) 年度 (「第一次」の時代)

【みどりゆたかな住宅都市をめざして】

市は人口急増期の後半の時期にあたる昭和 45 (1970) 年に、15 年間にわたる第一

次の「小平市長期総合計画基本構想」（昭和 46（1971）年度～昭和 60（1985）年度）を策定し、「適正な人口密度、適正な土地利用形態をもった住宅都市」を将来都市の性格としている。昭和 45（1970）年における国勢調査人口は約 13 万 7 千人で、将来人口については、昭和 50（1975）年で約 16～17 万人、昭和 60（1985）年で約 21～22 万人、最終的には 25～28 万人と推計していた。計画期間のうち前半 10 年間については「小平市長期総合計画基本計画」（昭和 46（1971）年度～昭和 55（1980）年度）を策定し、後半の 5 年間は「小平市第二次長期総合計画基本計画」（昭和 56（1981）年度～昭和 60（1985）年度）を策定して基幹的な事業を明らかにしており、また、これら基本計画においては、冒頭に「みどりゆたかな住宅都市をめざして」という文言を掲げている。

② 昭和 61（1986）年度～平成 17（2005）年度（「第二次」の時代）

【緑と活力のある ふれあいのまち小平】

次いで昭和 60（1985）年には、21 世紀を展望しつつ、20 年後の平成 17（2005）年度を目標年次とした第二次の「小平市新長期総合計画 基本構想」を策定し、「緑と活力のある ふれあいのまち小平」を将来都市像としている。昭和 60（1985）年における国勢調査人口は約 15 万 8 千人で、将来人口については、平成 17（2005）年度でおおむね 16 万 1 千人と想定していた（後期基本計画で、17 万 4 千人に修正）。計画期間のうち前半 10 年間については「小平市新長期総合計画基本計画」（昭和 61（1986）年度～平成 7（1995）年度）を策定し、後半の 10 年間は「小平市新長期総合計画・後期基本計画」（平成 8（1996）年度～平成 17（2005）年度）を策定して具体的な施策展開の方向を示している。なお、後期基本計画においては「【高品質なまち】の創造をめざして」という文言を掲げている。

③ 平成 18（2006）年度～平成 32（2020）年度（「第三次」の時代）

【躍動をかたちに 進化するまち こだいら】

平成 17（2005）年には、21 世紀に入ってから初めて策定する基本構想として、15 年後の平成 32（2020）年度を目標年次とした「こだいら 21 世紀構想—小平市第三次長期総合計画基本構想—」を策定し、「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」を将来都市像としている。平成 17（2005）年における国勢調査人口は約 18 万 4 千人で、将来人口については、平成 32（2020）年度でおおむね 19 万 2 千人と想定していた。計画期間のうち前半 10 年間については「小平市第三次長期総合計画・前期基本計画」（平成 18（2006）年度～平成 27（2015）年度）を策定し、具体的な施策展開の方向を示している。当初は、前期基本計画の後継として後期基本計画を策定することを予定していたが、その後の社会情勢の変化や地方自治法の改正等を踏まえ、平成 25（2013）年度より、市長任期と連動する期間を念頭に置き、向こう 4 年間における施策の取り組む方向性と実施のためのプログラムを示す「中期的な施策の取組方針・実行プログラム」（平成 25（2013）年度～平成 28（2016）年度）を策定し、前期基本計画は平成 24（2012）年度までと前倒しをした。平成 29（2017）年度には

「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム」(平成 29(2017)年度～平成 32(2020)年度) を策定している。

④ 長期総合計画に係る規定の変化 (平成 21 (2009) 年度～平成 26 (2014) 年度)

市町村が策定する基本構想については、地方自治法第 2 条第 4 項において「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て (中略) 基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されていたが、平成 23 (2011) 年 5 月 2 日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」により、当該規定が削除された。

小平市においては、この法改正に先立ち、平成 21 (2009) 年 12 月 22 日に「小平市自治基本条例」を施行しており、同条例において、市は長期総合計画を策定すべき旨を規定していることから、市においては同条例が長期総合計画を策定する唯一の根拠となった。

その後、議員提出議案として議会に上程された「小平市議会基本条例」が、平成 26 (2014) 年 3 月 28 日に施行され、同条例において「長期総合計画基本構想」が「法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決すべき事件」として規定されたことに伴い、基本構想の議決が改めて義務付けられることとなった。

(2) 前提となる時代背景

① 人口減少・少子高齢化

国勢調査に基づく人口推計では、市の人口は、平成 32 (2020) 年をピークとして減少に転ずる見込みとなっており、現在 19 万人台の人口が、約 50 年後の平成 77 (2065) 年には 14 万人台となることを見込まれる。

人口構成に着目すると、年少人口 (0～14 歳) は近年概ね横ばいの推移を示してきたが、平成 32 (2020) 年以降は減少に転ずる見込みであり、生産年齢人口 (15～64 歳) は平成 7 (1995) 年から継続して既に減少傾向にある。対して、老年人口 (65 歳以上) は、当面増加が続く見込みとなっている。

市の高齢化率 (人口全体に占める老年人口の割合) は、平成 27 (2015) 年には 22.4% と既に「超高齢社会」(高齢化率 21%超) に突入しており、平成 62 (2050) 年には 32.0% のピークを迎えること見込まれる。

また、昼間人口の変化や高齢単身世帯の増加等、付随する変化も想定される。

② 施設・建築物等の更新時期

小平市ではこれまで、都心へのアクセスの良さ等を背景に宅地化 (人口増加) が進行し、併せてインフラ (道路、上下水道等) や公共施設等の整備が進むと共に、農地等の減少も進んできた。

公共施設に着目すると、市の公共施設は、急激に人口が増加した 1960 年代から 1970 年代にかけて学校施設を中心に集中して整備し、1980 年代以降も、市役所 (市庁舎) や市民文化会館 (ルネこだいら) など大規模な施設を整備しており、これらの施設

は整備後 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。「小平市公共施設マネジメント基本方針」では、特段の方策をとらない場合には、平成 38（2026）年から平成 47（2035）年にかけて多くの公共施設が一斉に更新の時期を迎える見込みを示しており、更新時期について一定の平準化を図るにしても、将来人口等を見据えた施設の統廃合等、判断と対応が迫られる時期が到来することとなる。

また、民間や個人が所有する建築物等についても、人口減少・少子高齢化の中では更新が進まない可能性があり、空き家等の増加を含め、低・未利用の土地や建物の増加も将来的には懸念される。

③ 量から質への意識変化

人口増加や経済成長のスピードが緩やかとなるにつれ、量的な拡大や充足に向かう成長社会から、精神的な豊かさや生活の質の向上に向かう成熟社会へと変化が進み、また、防災等による将来危機への備えに対するニーズの高まり等、近年の大震災等の影響による市民意識の変化や、あるいは、少子高齢化に伴う世帯状況の変化等の様々な要因により、行政需要も変化や多様化が進んでいる。

これらの状況を踏まえると、行政の役割や地域の在り方等についても、今後検討や見直しを要することが想定される。また、限られた資源の中で、より質の高い行政サービスを展開するためにも、これまで以上に広域連携を効果的に推進する等の、広い視野に基づく取組が必要を増すと考えられる。

3 計画の位置づけや前提事項

(1) 位置づけ

長期総合計画基本構想は、市の計画体系における最上位に位置づけられるものであり、長期総合計画と個別計画が有機的に連携することで、市政が計画的に展開されることとなる。条例上は、先にも触れたとおり、以下 2 つの条例により、長期総合計画の策定義務と、長期総合計画基本構想の議決義務が規定されていることから、これらの規定に基づき、策定及び議決に向けた作業を進めることとする。

【小平市自治基本条例】

第 24 条 市は、小平市の将来像を示す長期総合計画を定め、これに即して総合的かつ計画的に市政を運営しなければならない。

【小平市議会基本条例】

第 14 条 法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決すべき事件は、別に定めるもののほか、市政にとって重要な計画等であって、議会と市長等が市民に対する責任を担うものとして次に掲げるものとする。

- (1) 長期総合計画基本構想
- (2) その他別に条例で定めるもの

(2) 計画の構造（2層構造）

小平市第三次長期総合計画の策定時においては、長期総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造を前提としていたが、先にも触れたとおり、平成25(2013)年度からは「基本構想」と「中期的な施策の取組方針・実行プログラム」の2層構造として運用してきた。

平成25(2013)年度に層構造を変更した際の背景である、時代変化の速さや個別計画等の充実等については、その後においても基本的に同様の傾向にあることから、引き続き、「基本構想」を市の計画体系における最上位と位置付けながら、「基本構想」を含む2層構造の計画として次期の長期総合計画策定を進めることとする。なお、2層のうち下位の層については、以下において仮に「中期実行プラン」とする。

(3) 計画の対象期間

① 「基本構想」は12年間

次期の長期総合計画のうち「基本構想」の部分については、まちの将来像を示すものとして、推計人口が14万人程度と見込まれる時代（概ね50年後）を視野に入れながらも、現在の社会経済情勢の変化のスピードを踏まえ、まちの将来目標やその達成のための施策構想を取りまとめるにあたっての対象期間は12年間とし、目標年度を平成44(2032)年度とする。

② 「中期実行プラン」は4年間

「中期実行プラン」は、現行の「新 中期的な施策の取組方針・実行プログラム」に近いイメージのものとし、市長任期に合わせた中期（4年間）において実行する重点施策や事業を、財源を踏まえ横断的に判断するものという位置づけを明確にする（個別計画等で示す施策や事業について、中期（4年間）において、何をどの程度行うか、この「中期実行プラン」策定の中で横断的に判断する）。

「中期実行プラン」に掲載する事項の概略については、「基本構想」の策定と併せて検討を進める。

(4) 計画策定に当たっての前提条件

計画の策定に当たり、関連する外部環境等（コントロールが困難な要因）についても、現時点における想定として、一定の基本的なフレーム（枠組み）を前提条件とすることが必要となる。現時点における前提条件は概ね次のとおりであるが、引き続き社会経済情勢や地方自治制度をめぐる変化等について、注視していく必要がある。

① 現行の地方自治制度の存続

- ・現行の地方行政制度、いわゆる都道府県及び市町村制度が存続していること。
- ・今後も現在の小平市の区域及び自治権が存続していること（合併等がない前提）。
- ・現行の税制度や地方交付税制度をはじめとする、現在の地方財政制度が基本的に存続していること。

- ② 経済状況や社会状況等の現状維持
 - ・国内の経済情勢が概ね安定のうちに推移していること。
 - ・国内の社会状況等に大幅な変化がなく、一定の安定が維持されていること。
 - ・市内の経済状況（税収入及び雇用環境等）が概ね維持されていること。
- ③ 人口・財政の安定的な（現状から予測される範囲内の）推移
 - ・計画の策定に当たっては、将来人口や市の財政環境を予測するなかで必要な行政サービスを計画的に展開することが不可欠であることから、基本的には、国勢調査に基づく人口推計を前提とした上で、一定期間における財政推計を行い、基本的なフレーム（枠組み）を設定する中で計画を策定する。

4 次期の長期総合計画の名称

今回策定する基本構想等の名称については、従来の基本構想策定経過を踏まえて次のとおりとする。

なお、基本構想については、市議会の議決をもって正式な名称となることから、議決の時期まで、「(仮称)」を付すものとする。

次期の長期総合計画（基本構想・中期実行プラン）の名称

階 層	名 称
基本構想	(仮称) 小平市第四次長期総合計画基本構想
中期実行プラン	小平市第四次長期総合計画・第1期 中期実行プラン 小平市第四次長期総合計画・第2期 中期実行プラン 小平市第四次長期総合計画・第3期 中期実行プラン

※以下、本基本方針中の「基本構想」については「第四次基本構想」とする。

5 策定体制

市において主要な計画等を策定する際には、これまでも「小平市自治基本条例」や「小平市市民参加の推進に関する指針」に基づき、市民参加を重視した取組を進めてきた。

市の計画体系の最上位に位置づけられる第四次基本構想の策定にあたっては、十分かつ多様な市民参加の機会を設ける中で進めることを基本とする。

(1) 審議会に関する事項

「小平市長期総合計画基本構想審議会条例」に基づき、「小平市長期総合計画基本構想審議会」（以下「審議会」という。）を設置する。審議会は、市長の諮問に応じ、第四次基本構想の策定に関して必要な調査及び審議を行い、諮問に係る答申をする。なお、この審議会の設置にあたっては、概ね4割から5割の水準で市民公募委員の枠を確保していくものとする。

(2) 市民からの意見・要望の収集に関する事項

① 市民アンケート

18歳以上の市民2,000人を対象に、市政等に関する意識調査を行い、計画策定の基礎資料とする。なお、対象者は無作為抽出により選定する。

② 市民ワークショップ

18歳以上の市民2,000人を対象に、参加依頼を送付し、応諾いただいた方を対象としたワークショップを開催する。なお、対象者は無作為抽出により選定する。

③ 地域懇談会

市民アンケート等の基礎的調査結果がまとまった段階や、第四次基本構想の素案等を提示する段階で、市内各所において地区別の懇談会を開催し、市民の意見や提案を広く収集する。

④ 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）

第四次基本構想の「素案」内容について、市民から自由に意見を述べていただく。

⑤ その他

上記の他、必要に応じた取組を実施する。例としては以下のとおり。

- ・子どもや若者等を対象とした取組
- ・学校との連携
- ・事業者や市内団体等の関係団体を対象とした取組

(3) 庁内計画策定体制の確保に関する事項

① 策定検討委員会

市職員で構成する策定検討委員会を設置し、計画策定に係る庁内の主軸として、基本的な事項をとりまとめ、構想案の資料等について検討することとする。

② 研究チーム

市職員によりチームを編成し、計画を策定する上で必要となる基礎的な情報等について研究・分析する。

③ ワークショップ

市民ワークショップにおいて市職員も加わり、相互理解を深めながら計画策定に資する意見交換を行うとともに、ワークショップの実行性（計画や、その後の行政運営への反映可能性）を高める。

④ その他

上記の他、必要に応じた取組を実施する。例としては以下のとおり。

- ・庁内研修
- ・提案・提言の募集

6 策定上の留意事項

(1) 市議会への報告

「議会基本条例」により、長期総合計画基本構想が議決すべき事件として定められていることを踏まえ、市議会に対して適宜、情報提供等を行う。

(2) 情報の公開

市ホームページ等により、審議会の会議要録の公表等を行うとともに、地域懇談会等の結果、及び計画案（素案）に係る市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表等を行い、情報共有による合意形成の促進を図ることとする。

7 策定スケジュール概要

第四次基本構想策定までの各年度において、現段階で予定している主な項目等について、次のとおり提示する（進捗状況等に伴い、今後変更の可能性もある）。

	市議会・審議会・市民参加等	事務局・庁内
平成 30（2018）年度 5月 9月 1月	<ul style="list-style-type: none">・市民アンケート・市民ワークショップ	<ul style="list-style-type: none">・策定検討委員会設置・基本方針の策定・研究チーム設置
平成 31（2019）年度	<ul style="list-style-type: none">・市民ワークショップ・地域懇談会・審議会の設置・諮問	<ul style="list-style-type: none">・庁内各課からの意見聴取等
平成 32（2020）年度	<ul style="list-style-type: none">・「素案」に対する市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施・地域懇談会・審議会から市長へ答申・市議会における審議（議決）	<ul style="list-style-type: none">・基本構想の「素案」の提示・基本構想の原案を決定・市議会への議案提出・印刷・製本、公表